

2026-2027

健康づくり優良事業所

ゴールド

福岡酸素株式会社 殿

貴事業所は、令和8年度において従業員への健診・保健指導等の着実な実施と共に、健康宣言を通じた、職場における健康づくりの取り組みが特に優良であると認められました。よって、ここに「健康づくり優良事業所ゴールド」2026-2027として認定します。

令和8年10月1日

全国健康保険協会福岡支部

支部長　兼重正幸

☑して健康づくりの現在地を確認してみよう!

☑健康づくり優良事業所の認定基準

- ☐ ①**事業主以外の被保険者が1人以上**いること
- ☐ ②令和8年9月末日において**協会けんぽ福岡支部認定**の健康宣言事業所であり、**宣言内容が基本モデル**を満たしていること
- ☐ ③**生活習慣病予防健診および事業者健診の受診率(40歳以上)が80%以上**であること
 ※令和8年度の実績にて判定いたします(対象者がいる場合のみ)。
- ☐ ④**特定保健指導を利用**していること
 ※令和7年度または令和8年度の実績にて判定いたします(対象者がいる場合のみ)。
- ☐ ⑤**健康保険委員**の委嘱を受けていること
 ※令和8年度末時点で委嘱されていることが必要です。
- ☐ ⑥**がん対策サポート事業所**の登録をしていること(福岡県に登録)
- ☐ ⑦**取組実績報告書**を回答していること**(協会けんぽが指定する項目をすべて記入)**
 ※令和9年3月頃に当支部より案内を送付。

⑤健康保険委員の登録について

⑥がん対策サポート事業所の登録について

☑『健康づくり優良事業所ゴールド』認定基準

上記①~⑦に加え(⑦は回答内容を審査)

- ☐ **令和8年度の生活習慣病予防健診の受診率が80%以上であること**
- ☐ **令和7年度もしくは8年度特定保健指導の初回利用率が50%以上**

上記2点が認定基準として必須となります。(認定基準内容は変更される場合があります)

認定までの流れ(時期は予定です)

STEP1
令和8年4月~令和9年3月

健康づくり優良事業所の認定基準を満たすように、事業所で健康づくりに取り組みましょう!

STEP2
令和9年3月頃

取組実績報告書の提出案内が届きますので、**WEB**にて回答をお願いします。



「健康づくり優良事業所の認定を希望する」に☑を忘れずに!

STEP3
令和9年9月頃

健康づくり優良事業所に認定された事業所さまには認定証とロゴマークを贈呈します。認定取得について求人票等へ掲載が可能となります。

認定後、福岡支部広報誌やホームページ等で認定事業所としてご紹介させていただきます(令和9年度中)

「もしも」と「いつも」に安心を。
協会けんぽ
福岡支部 企画総務グループ
「健康宣言」担当
☎:092-477-7250

LINE始めました!
健康づくりに関する情報をタイムリーにお届け!